

西宮市立地区市民館使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立地区市民館条例（以下「条例」という。）及び西宮市立地区市民館条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、西宮市立地区市民館を地域住民の相互の親睦および文化活動の増進の場として利用に供するための必要な事項を定める。

(使用制限)

第2条 条例第4条の規定による施設の使用を許可しない者については、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 暴力団関係者等の集会
- (2) 危険物を持ち込む集会
- (3) 飲酒・飲食を主たる目的とする集会
- (4) 中学生以下の者だけの集会で、保護者等の同意書、又は付き添いのない集会
- (5) その他、市長が使用を不相当と認めるとき

(減免)

第3条 条例第7条ただし書きの規定により使用料を減免する団体及び減免基準は、別表のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

別表（第3条関係）

団 体 名	免 除	5 割 減 額
公用（国・県・市）	公用使用	
市民館運営委員会	会議・主催（共催）事業	
<p>市内の公益を目的とする団体</p> <p>単位自治会（自治会、町内会、福祉会）</p> <p>婦人会</p> <p>婦人共励会、地域婦人団体協議会、連合婦人会</p> <p>老人会、西宮市老人クラブ連合会</p> <p>子供会、子ども会協議会</p> <p>青年団</p> <p>消防団</p> <p>地域自主防災組織</p> <p>明るい選挙推進協議会</p> <p>いずみ会（保健所）</p> <p>ボーイスカウト</p> <p>ガールスカウト</p> <p>環境衛生協議会</p> <p>献血会連絡協議会、献血友の会</p> <p>原水爆禁止西宮協議会</p> <p>交通指導員、交通安全協会（うさちゃんクラブ）</p> <p>公民館活動推進員会</p> <p>コミュニティ協会</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>消費者協会</p> <p>青少年愛護協議会</p> <p>青少年補導委員連絡協議会</p> <p>体育協会</p> <p>体育振興会、スポーツクラブ21</p> <p>人権・同和教育協議会</p> <p>農業会、水利組合</p> <p>保護司会</p> <p>防犯協会</p> <p>民生委員・児童委員会</p> <p>ユネスコ協会</p> <p>P T A（幼、小、中、高）</p>	<p>その団体の設置目的で使用する 場合</p>	<p>その団体の設置目的外で使用する 場合</p>

団 体 名	免 除	5 割 減 額
市内の公益を目的とする団体 学校園・保育所父母の会 児童館・児童センター父母の会 エココミュニティ会議 現職市議会議員※、県議会議員及び国会議員※ NPO法人（西宮市交流センターの登録団体） 上記の団体による連合体・組織	その団体の設置 目的で使用する 場合	その団体の 設置目的外 で使用する 場合
その他市長が特に認めるもの	その都度、地域コミュニティ推 進課から指示する	

※市政報告会及び政治報告会については対象外